

【改正の背景】

・携帯電話の基地局整備の現状と課題を把握するとともに、今後の基地局整備の在り方や具体的推進方策等について検討を行っている「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」において、複数の構成員(携帯電話事業者)から、「携帯電話の基地局整備を円滑に進めていく上では、整備した基地局の定期検査を円滑に実施していくことが必要であるが、点検結果の判定を行う判定員が不足しており、基地局整備をより迅速に進めていくためには、判定員の資格要件を見直すことが必要であり、本研究会で判定員の資格要件の緩和について議論して欲しい」旨の要望が出された。

・この要望は、今後、基地局整備を進めていく上で非常に重要な論点であるため、研究会の下に、関係者によるアドホック会合を開催し、登録検査等事業者等制度における判定員の資格要件の緩和の検討を行ったもの。

・検討結果の概要は次項のとおり。

・なお、「規制改革ホットライン」においても、同様の趣旨の要望が出されているところ(下表参照)。

【内閣府規制改革会議「規制改革ホットライン」検討要請事項】

提案事項名	提案の具体的内容及び提案理由	根拠法令	提案主体
登録検査等事業者制度における判定員の資格要件の緩和	<p>無線局の立入検査について、<u>第1級陸上特殊無線技士も登録検査等事業者の判定員となれるよう、資格要件の緩和を検討すべきである。</u></p> <p>具体例： <u>「第1級陸上特殊無線技士の資格を有する者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に一定年数(3年以上など)従事した経験を有すること」</u></p> <p>【提案理由】 無線局には、国による立入検査制度があるが、「登録検査等事業者の判定員」が検査し、証明書を提出することで代替できる。判定員になれる者の要件として「第1級、第2級陸上無線技術士」があるが、登録検査等事業者が有資格者を確保するのが難しいため、下位資格の「第1級陸上特殊無線技士」でも判定員になれるよう要件を緩和すべきである。</p>	電波法第24条の2第4項第3号	民間企業

登録検査等事業者等制度における判定員等の資格要件緩和の概要

【判定員の直近下位資格への緩和】

《現行の判定員に求められる要件》

- ・無線設備の「**詳細**」な知識を有する者（第一級陸上無線技術士）：3年以上の実務経験
- ・無線設備の「**通常**」の知識を有する者（第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級陸上無線技術士）：5年以上の実務経験

※無線工学の知識の段階の差異がある場合、二年の追加的な実務経験で補うことができると考えられる。

・したがって、無線設備の「**概要**」の知識を有する者（第二級総合無線通信士、第二級海上無線通信士、第一級陸上特殊無線技士）については、「**7年以上の実務経験**」を要件とすることが妥当。

※証明員とは、登録証明機関において技術基準適合証明等のための審査を行う者

【点検業務に着目した業務経験年数の短縮】

・登録検査等事業者等制度における点検員の点検業務の項目は、電気的特性、総合試験について、一般的な無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務の項目と重なっている。

・さらに、ネットワークを通じた管理・運用が増加しているため、保守の業務において、測定器を用いた測定実施が減り、実際に点検員が行う点検業務の項目数は、一般的な無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務の項目数に対して、約3倍程度となっている。

・このように、点検員は、無線従事者が行う一般的な無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務よりも幅広く高度な点検業務を行っている上、点検員一人当たりが担当する無線局数は、一般的な保守の業務を行う無線従事者の担当する無線局数の約3倍程度となっている。

・以上のことから、**一般的な無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務経験の約3年は、登録検査等事業者等制度における点検員の点検業務経験の約1年に相当する**とすることができる。

証明員・判定員に求められる資格（電波法別表第四）	通常の業務経験年数（判定員・証明員※）	点検員の業務経験年数（判定員のみ）
第一級陸上無線技術士	三年以上	一年以上（改正案）
第一級総合無線通信士 第一級海上無線通信士 第二級陸上無線技術士	五年以上	二年以上（改正案）
第二級総合無線通信士 第二級海上無線通信士 第一級陸上特殊無線技士	七年以上（改正案）	三年以上（改正案）